

デイサービスフルーツ重要事項説明書

1 法人の概要

- * 名称 社会福祉法人 恵和福祉会
- * 所在地 〒092-0027 北海道網走郡美幌町字稲美105番地の7
TEL(0152)73-1215 FAX(0152)73-1217
- * 代表者 理事長 西澤 寛俊
- * 設立年月日 平成18年8月21日

2 事業所の概要

- * 名称 デイサービスフルーツ
- * 所在地 〒090-0052 北海道北見市北進町7丁目6番11号
TEL(0157)69-3338 FAX(0157)69-3336
- * 代表者 管理者 鈴木 実加
- * 介護保険事業所番号 地域密着型通所介護 0195003272
- * 介護保険事業所番号 通所介護相当サービス01A5000150
- * 開設年月日 令和2年4月1日

3 主な設備

機能訓練室兼食堂	1箇所	約102㎡
静養室	1箇所	ベッド2台収容可
便所	男性1箇所 女性1箇所	車椅子対応あり
浴室	1箇所	個浴あり
洗面所	1箇所	

4 職員体制

	常勤	非常勤	合計	備考
管理者	1		1	兼務
生活相談員	1		1	兼務
機能訓練指導員		1	1	兼務
介護職員	4	1	5	兼務
看護職員		1	1	兼務

5 勤務体制

管理者	8:30~17:00
生活相談員	8:45~17:15
機能訓練指導員	9:30~17:00
介護及び看護職員	8:30~17:00

6 苦情及び相談受付窓口

当事業所	担当; 管理者兼相談担当 鈴木 実加 生活相談員 小野寺 優美 TEL(0157)69-3306
北見市役所 介護福祉課	TEL(0157)25-1144
北見市社会福祉協議会	TEL(0157)61-8181
北海道国民健康保険団体連合会 総務部	TEL(011)231-5161
北海道福祉サービス運営適正化委員会	TEL(011)204-6310

7 営業の曜日、時間、地域

- * 営業日 月～金曜日（祝祭日含む）（年末年始は除く）
- * 営業時間 午前9時30分～午後4時30分
- * 実施地域 北見市北見自治区（それ以外は別途料金がかかります）

8 サービスの内容

- * 介護計画の作成
 - ・生活相談員その他通所介護職員（以下「介護計画作成者」という。）が通所介護計画又は通所介護相当サービス計画（以下「介護計画」という。）の作成に関する業務を担当します。
 - ・介護計画作成者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明します。
 - ・介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画又は介護予防・生活支援サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って作成します。
- * 介護
 - ・介護計画に沿って、入浴・排泄・食事・機能訓練その他必要な介護を行います。
- * 健康管理
 - ・食欲や運動面、服薬管理、バイタル測定などの健康管理を行います。
 - ・利用者の体調不良時等は、家族との連絡を図り、医療機関との連携をとります。
 - ・緊急を要する場合は、事業所の判断で医療機関に搬送する場合があります。
- * その他
 - ・利用者、家族からの相談に適切に応じ、必要な支援・助言をします。

9 利用料

【通所介護利用料】

- * 法定給付（自己負担分）（1割負担分）
 - ・地域密着型通所介護費 7時間以上8時間未満型 1日当たり

要介護 1	753	円
要介護 2	890	円
要介護 3	1,032	円
要介護 4	1,172	円
要介護 5	1,312	円

- ・加算・減算（利用者の同意を得て） 1日当たり

加算・減算項目	金額	
入浴介助加算（Ⅰ）	1日当たり	40 円
ADL維持等加算（Ⅰ）	1月当たり	30 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	3月当たり	100 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日当たり	22 円
若年性認知症利用者受入加算	1日当たり	60 円
科学的介護推進体制加算	1月当たり	40 円

送迎減算	片道あたり	-47 円
介護職員処遇改善加算(I)	(通所介護費+各加算減算合計)×0.092 円	

【通所介護相当サービス利用料】

* 法定給付(基本料金)(1割負担分)

- ・通所型サービス費(4時間以上) 1月当たり

認定非該当	1,798 円	但し、月3回以下の利用の場合436円/回
要支援 1	1,798 円	但し、月3回以下の利用の場合436円/回
要支援 2	3,621 円	但し、月7回以下の利用の場合447円/回

- ・加算・減算(利用者の同意を得て) 1月当たり

加算項目	金額	
サービス提供体制強化加算(I)	1月当たり(非該当)	88 円
	1月当たり(要支援1)	88 円
	1月当たり(要支援2)	176 円
若年性認知症利用者受入加算	1月当たり	240 円
生活機能向上連携加算(I)	3月当たり	100 円
科学的介護推進加算	1月当たり	40 円
送迎減算	片道あたり	-47 円
介護職員処遇改善加算(I)	(通所介護費+各加算減算合計)×0.092 円	

【地域密着型通所介護・通所介護相当サービス】

* 法定給付外

- ・食費 650 円(おやつ代50円含む)
- ・おむつ代(実費)
- ・キャンセル料 基本的には無料ですが、キャンセルの連絡が遅れ食事等のサービスの用意をしていた分については請求することもあります。
- ・通常の実施地域を越えての通所に係る費用
 - 1 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき 10円

* 支払方法

- ・毎月10日頃に前月分の利用料・費用の請求を致しますので、その月のうちに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。
 - (1) 事業所窓口での現金支払い(平日9時~17時)
 - (2) 下記指定口座への振込み

口座番号	北見信用金庫 本店 普通 1109249
口座名義	福) 恵和福社会 デイサービス フルーツ 理事長 西澤 寛俊

10 事業所利用に当たっての留意事項

設備、器具の利用	・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
喫煙・飲酒	・決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。

	・事業所の許可があるとき以外、飲酒は禁止となります。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
宗教・政治活動	・事業所内での他の利用者に対する宗教及び政治活動はご遠慮下さい。
サービス提供証明書の発行	・事業所では、利用者から負担金の支払いを受け、利用者から求められたときは、提供した通所介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載したサービス提供証明書を交付します。
所持品管理	・所持金品は、自己の責任で管理して下さい。

11 事故発生時の対応

- * サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、事故状況の記録等から事故再発防止のための措置を講じます。
- * サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません。

12 緊急時等の対応

- * 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じるほか、速やかに家族に連絡致します。

13 非常災害対策

- * 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

14 第三者評価の実施状況について

- * 当該サービスで提供しているサービス内容や課題等について、第三者から評価を行っております。

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
第三者評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

15 個人情報保護

- * 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしません。
- * 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- * 事業所は、介護・保健・福祉・医療機関事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する場合があります。
- * 事業所が受け入れる実習生・研修生等に対しては、あらかじめ守秘義務に関する誓約書を得た上で、介護・看護等に同席する場合があります。
- * 利用者へのサービス提供のためや事業所運営、行政命令の遵守のために、情報を提供する場合があります。
- * 個人情報に係る要望につきましては下記にご記入下さい。

【要望】

私は、貴事業所のサービスを利用することに際し、下記事項については望みませんので善処願います。

- 施設内での写真や作品等の公開
- 電話の取り次ぎ、面会者による問い合わせへの回答
- 施設便り、パンフレット等への写真の掲載
- インターネット、SNS等による写真の公開
- その他

私は、下記事項の情報の開示を求めます。

- ケアプラン
- サービス実施記録
- 身体拘束に係る記録
- アセスメント・モニタリング結果の記録
- 事故・苦情等の記録
- 身体状況、症状、治療について作成または収集された書面(検査・診療録等)
- その他

16 その他運営についての重要事項

- * 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう適切な勤務体制を整備するとともに研修の機会を設ける等、常に職員の資質の向上に努めます。
- * 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- * 前項の身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し家族等関係者に開示します。
又、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる検討を繰り返し、直近の情報を事業所と家族関係者で共有し身体拘束解除に向け努力します。